

○監察の指示等に関する事務処理規程

(平成 13 年 2 月 27 日公安委員会規程第 2 号)

監察の指示等に関する事務処理規程を次のように定める。

監察の指示等に関する事務処理規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、警察法(昭和 29 年法律第 162 号。以下「法」という。)第 43 条の 2 の規定による監察の指示等の事務の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(監察の指示)

第 2 条 岡山県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が岡山県警察本部長(以下「本部長」という。)に対し法第 43 条の 2 第 1 項の規定による監察の指示を行うときは、書面によるものとする。

(監察担当委員)

第 3 条 公安委員会は、法第 43 条の 2 第 2 項の規定による点検を行う必要があると認めるときは、その都度、委員の互選により、当該点検を行う委員(以下「監察担当委員」という。)を指名する。

2 公安委員会は、監察担当委員を指名したときは、本部長に対し、書面により通知するものとする。

3 監察担当委員は、公安委員会に対し、第 1 項の点検の結果を書面により報告するものとする。

(監察調査官)

第 4 条 公安委員会は、法第 43 条の 2 第 3 項の規定により、岡山県警察職員に監察担当委員の事務を補助させるときは、あらかじめ本部長が作成する名簿に登載された指名候補者の中から、監察担当委員の事務を補助させる職員(以下「監察調査官」という。)を指名するものとする。

2 公安委員会は、必要があると認めるときは、法第 60 条第 1 項の規定により、警察庁職員の援助を要求し、監察調査官に指名することができる。

3 公安委員会は、前 2 項の規定により指名した監察調査官が適格性を欠くと認めるときは、これを解任し、改めて監察調査官を指名するものとする。

附 則

この規程は、平成 13 年 3 月 1 日から施行する。